本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を四六人とし、うち三〇人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の定数を六五人とし、うち二六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項関係）

3　平成二二年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

4　当分の間、内閣参事官の定数を六四人とし、うち二五人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとすることとした。（第八条第三項及び附則第九項関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八一号）（内閣府本府）

1　大臣官房に少子化・青少年対策審議官を置くこととした。（第八条関係）

2　内閣府本府に置かれる規制改革会議を廃止することとした。（第三一条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　規制改革会議令を廃止することとした。（附則第二項関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（公正取引委員会）

1　審査局に置かれる審査管理官を一人増員することとした。（第六条関係）

2　事務総局に置かれる審判官の定数を七人から六人に改めることとした。（第二一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第六条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官のうち一人の設置期間を平成二五年三月三一日までに改めることとした。（附則第五条関係）

3　平成二二年四月一日から同年六月三〇日までの間におけるこの政令による改正後の金融庁組織令附則第五条の適用については、同条第一項中「二人」とあるのは「一人」とすることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成二二年七月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第八四号）（総務省）

1　平成二二年度における事務及び事業に関する予定計画にかんがみ、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第八五号）（総務省）

1　自治行政局市町村課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第四五条及び第四七条関係）

2　自治行政局に市町村体制整備課を設置するとともに、同局合併推進課を廃止することとした。（第四五条及び第四七条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第八六号）（法務省）

1　入国管理局総務課の所掌事務に、入国者収容所等視察委員会に関する事務を加えることとした。（第五二条関係）

2　東京入国管理局羽田空港支局を設置することとし、その名称、位置及び管轄区域を定めることとした。（第七三条第一項及び別表第二関係）

3　大臣官房に置かれる審議官一人の設置期間を延長することとした。（附則第二項関係）

4　刑事局に置かれる参事官一人の設置期間を延長することとした。（附則第五項関係）

5　北海道における市町村合併に伴い、釧路地方法務局の管轄区域の規定を整備することとした。（別表第一関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、第五二条の改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二一年法律第七九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年七月一日）から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八七号）（文部科学省）

1　科学技術・学術政策局原子力安全課の所掌する国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務及び研究開発局原子力計画課等が所掌する原子力の平和的利用の確保に関する事務を研究開発局開発企画課に移管することとした。（第七条、第九条、第五八条、第七一条及び第七六条関係）

2　研究開発局に環境エネルギー課を新たに設置し、海洋地球課の所掌する環境科学技術に関する事務、研究振興局基礎基盤研究課が所掌する科学技術に関する事務のうちエネルギー科学技術に関する事務及び原子力計画課の所掌する核融合に関する事務を移管することとした。（第九条、第七〇条、第七三条、第七四条及び第七六条関係）

3　研究開発局原子力計画課及び原子力研究開発課を統合し、研究開発局原子力課とするとともに、研究開発局開発企画課が所掌する研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るもの等を移管することとした。（第七〇条、第七一条及び第七六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（厚生労働省）

1　大臣官房統計情報部企画課及び人口動態・保健統計課の所掌事務を変更することとした。（第二七条及び第二八条関係）

2　社会・援護局障害保健福祉部企画課の所掌事務を変更することとした。（第一〇九条関係）

3　国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設を廃止することとした。（第一三五条及び第一四六条～第一四八条関係）

4　国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務を変更することとした。（第一四九条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第八九号）（経済産業省）

1　製造産業局に置かれる次長を廃止することとした。（第一一条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官を三人増員することとした。（第一二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国土交通省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（国土交通省）

1　大臣官房に参事官を一名追加することとした。（第二一条関係）

2　総合政策局安心生活政策課の所掌事務を変更することとした。（第三九条関係）

3　河川局河川環境課及び治水課の所掌事務を変更することとした。（第一〇〇条及び第一〇一条関係）

4　道路局に環境安全課及び高速道路課を置くこととした。（第一一二条及び第一一三条関係）

5　鉄道局総務課及び財務課の所掌事務を変更することとした。（第一二三条、第一二六条、附則第二一条及び附則第二三条関係）

6　航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官を廃止することとした。（第一七四条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。